様式第6号（第4条関係）

　　 年 　月 　日

**いずも企業交流館使用料減免決定通知書**

氏名又は名称

　　　　　　様

出雲市長

下記のとおりいずも企業交流館使用料を減免します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日及び受付番号 | 　　年　　月　　日　　第　　　号 |
| 利用する施設 |  |
| 大会名又は利用目的 |  |
| 利用期間 | 月　　　日　　　時　　　分から月　　　日　　　時　　　分まで　　　　　　時間 |
| 減　免　理　由 |  |
| 使用料 | 　　　　　　円　－　　　　　 　円　　＝　　　　　　円（使用料）　　　　　（減免額）　　　　（減免後の使用料） |
| その他特記事項 |  |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急

の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。